

申 請

令和6年3月18日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に
基づく令和6年3月14日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
福島県桑折町において産出されるふき（野生）
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

(別紙)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県桑折町で産出されるふき(野生のものに限る)(以下、「ふき(野生)」という)

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成25年6月18日に県が桑折町から採取されたふき(野生)の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(140Bq/kg)が検出されたため、同年6月19日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、桑折町に対し、同町において採取されたふき(野生)について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出されるふき(野生)を扱わないよう要請した。

また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果(別表)

県は桑折町と連携し、ふき(野生)の出荷制限解除に向け、平成30年5月から令和3年6月及び令和5年6月から7月にかけて、同町のふき(野生)の代表的な生息地5点以上を選定し検査を行うモニタリング検査及び詳細検査により、のべ120検体を採取し、低下傾向及び低水準を確認した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:9.6Bq/kg、最大値:58Bq/kg)同町のふき(野生)の放射性物質濃度は安定して低水準(95%タイル値24Bq/kg)であることを確認し、基準値を超過する確率は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。なお、平成25年に140Bq/kgを検出した場所は、平成30年、令和3年、令和5年に不検出であった。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

県と桑折町は連携し、ふき(野生)の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査(出荷前検査)を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるふき(野生)の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度の定期検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

県と桑折町は連携して生産者台帳を整備し、同町のふき(野生)を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷、販売等の記録を作成・保管するよう要請し、当該記録の県への提出を求める。

(3) 出荷制限地域のふき(野生)が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

県と桑折町は連携し、これまで同様、県内で出荷制限が継続されている市町村産のふき(野生)の採取・出荷を行わないよう生産者に要請する。

イ 流通対策

県と桑折町は連携し、これまで同様、流通業者(JA、市場、直売所)等に対し、出荷制限地域のふき(野生)を扱わないことや、採取市町村名の表示がないふき(野生)については、採取地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。

生産者に対しては、生産市町村名、生産者名、採取区分(野生又は栽培の別)の

表示を徹底させ、ふき（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

また、県と桑折町は連携し、これらの流通拠点を巡回指導する。

（４）検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、速やかに桑折町のふき（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したふき（野生）を回収、廃棄させる。

（５）関係者への周知

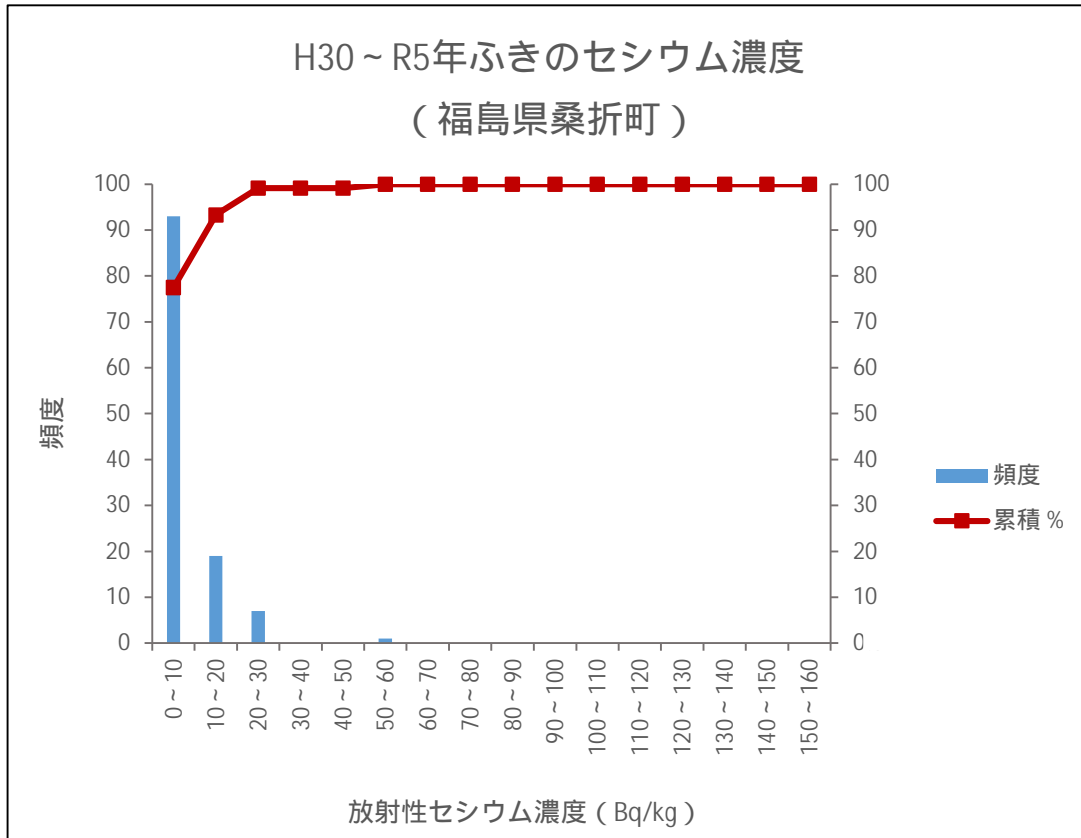
県と桑折町は連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県桑折町ふき 検査結果

検体番号	市町村	平成30年-令和5年		検体番号	市町村	平成30年-令和5年	
		測定日	Cs合計 (Bq/ k g)			測定日	Cs合計 (Bq/ k g)
1	桑折町	H30.5.11	9.0	61	桑折町	R2.5.20	10
2		H30.5.11	17	62		R2.5.20	11
3		H30.5.11	9.3	63		R2.5.20	13
4		H30.5.11	6.8	64		R3.4.30	6.7
5		H30.5.11	<6.2	65		R3.4.30	13
6		H30.5.21	<6.3	66		R3.4.30	<6.7
7		H30.5.21	10	67		R3.4.30	5
8		H30.5.21	6.4	68		R3.4.30	17
9		H30.5.21	<4.0	69		R3.4.30	13
10		H30.5.22	<4.7	70		R3.4.30	<5.9
11		H30.5.22	9.8	71		R3.5.14	<6.4
12		H30.5.22	6.8	72		R3.5.14	<7.7
13		H30.5.22	<4.3	73		R3.5.14	<4.3
14		H30.5.22	5.7	74		R3.5.14	<8.6
15		H30.5.22	<4.6	75		R3.5.14	<7.1
16		H30.5.22	6.8	76		R3.5.14	<6.8
17		H30.5.28	<4.4	77		R3.5.14	28
18		H30.5.28	<6.1	78		R3.5.14	<4.7
19		R1.6.10	29	79		R3.5.14	<8.7
20		R1.6.10	<9.2	80		R3.5.14	<4.9
21		R1.6.10	13	81		R3.5.14	5.8
22		R1.6.10	<9.0	82		R3.5.14	<6.3
23		R1.6.10	10	83		R3.6.4	14
24		R1.6.10	<9.7	84		R3.6.4	8.8
25		R1.6.10	<7.7	85		R3.6.4	<6.8
26		R1.6.10	<5.8	86		R3.6.4	<6.6
27		R1.6.10	<6.0	87		R3.6.4	<5.3
28		R1.6.10	18	88		R3.6.4	10
29		R1.6.10	8.0	89		R3.6.4	9.3
30		R1.6.10	11	90		R3.6.4	10
31		R1.6.10	<6.2	91		R3.6.4	<7.3
32		R1.6.10	<5.4	92		R3.6.4	<7.7
33		R1.7.5	15	93		R3.6.4	<6.9
34		R1.7.5	<6.9	94		R3.6.4	24
35		R1.7.5	8.8	95		R3.6.4	<6.3
36		R1.7.5	16	96		R3.6.4	<8.4
37		R1.7.5	17	97		R3.6.4	8.3
38		R1.7.5	14	98		R3.6.4	<6.5
39		R1.7.5	<5.1	99		R3.6.4	<7.2
40		R2.5.26	23	100		R3.6.4	<7.3
41		R2.6.8	6.7	101		R5.6.6	11
42		R2.6.8	<8.0	102		R5.6.6	8.3
43		R2.6.8	<7.4	103		R5.6.6	9.4
44		R2.6.8	<5.6	104		R5.6.6	<5.6
45		R2.6.8	<9.4	105		R5.6.6	<5.5
46		R2.6.8	8.8	106		R5.6.6	<5.1
47		R2.6.8	<5.6	107		R5.6.6	<6.2
48		R2.6.8	27	108		R5.6.6	14
49		R2.6.8	<4.0	109		R5.6.6	<4.6
50		R2.6.8	8.3	110		R5.6.6	<6.7
51		R2.6.8	<5.8	111		R5.6.6	<4.9
52		R2.6.8	8.5	112		R5.6.30	6.8
53		R2.6.8	<8.2	113		R5.6.30	<6.0
54		R2.6.8	<8.5	114		R5.6.30	<6.1
55		R2.6.8	<7.3	115		R5.6.30	58
56		R2.6.8	11	116		R5.6.30	<5.0
57		R2.6.8	16	117		R5.6.30	24
58		R2.6.8	<5.0	118		R5.7.18	29
59		R2.6.8	<9.0	119		R5.7.18	6.1
60		R2.5.20	12	120		R5.7.18	5.3

実測値	
平均	9.6
最大値	58
最小値	検出せず (<4.0)
中央値	7.4
標準偏差	6.9
95パーセンタイル値	24.0
検体数	120

注: < (不検出) のデータには、Cs134とCs137の検出限界値の平均値を代入して計算。



累積% = 各階級までの頻度の累計 ÷ データの総数 × 100

